

芸術文化振興賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市芸術文化の振興を図るため、全国コンクール（大会）の出場者に対し、予算の範囲内において賞賜金を交付するものとし、その取扱いについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 下関市に住所又は通学先を有する高校生以下の個人又は団体（学校を含む。）で、下関市を含む地域を対象とする予選、選考を経て代表として出場資格を得たものとする。

(対象コンクール及び大会)

第3条 第1条に規定するコンクール（大会）で、国又は地方公共団体等が主催するものとする。

(賞賜金の種別、額及び適用)

第4条 賞賜金は、出場賞賜金及び全国優勝賞賜金とし、その額及び適用は、次の表によるものとする。

出場賞賜金		全国優勝	
個人	6,000 円	個人	賞状及び 10,000 円
団体 1 人につき	6,000 円	団体	賞状及び 50,000 円
	(1 団体 80,000 円以内)		

(交付手続等)

第5条 賞賜金の交付を受けようとする者は、芸術文化振興賞賜金交付申請書（様式第1号）に關係書類を添付して、出場賞賜金については、開催日前10日までに、全国優勝賞賜金については、開催日後10日までに、申請するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、賞賜金の交付について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年2月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、芸術文化振興賞賜金交付取扱要領(昭和55年9月9日制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成17年3月31日までは、要綱第2条の対象者は、総合支所の所管区域を除く者とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現存するものは、なお使用することができる。

年 月 日

（宛先）下関市長

住所

（団体の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名

（団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）

芸術文化振興賞賜金交付申請書

芸術文化振興賞賜金として、下記のとおり交付されますよう芸術文化振興賞賜金交付要綱第5条の規定に基づき関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 行 事 名 第 回
2. 種 別 出 場 ・ 優 勝
3. 主 催 者
4. 開 催 年 月 日 年 月 日
5. 開 催 場 所 都・道・府・県 市・町・村
6. 出 場 者 人 員 人
7. 引 率 者 職 ・ 氏 名

8. 振 込 先	ふりがな			
	口座名義			
	銀行名		支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

※添付書類 出場者の名簿（ふりがな）、大会出場決定通知及び大会開催要領等（優勝者の場合は表彰状の写し等）